

平成 23 年度 統計法施行状況報告

(統計職員等の人材の育成・確保等関連部分の抜粋)

次頁以降の表中における「実施済・検討中等の別」の区分については、以下のとおり。

ア「実施済」：平成23年度末までに、基本計画に掲げられた内容に沿った形で、所要の措置を講じたもの

イ「実施予定①」：平成23年度末までには実施に至らなかったものの、現行の基本計画期間である平成25年度末までには実施済みとなることが見込まれるもの

ウ「実施予定②」：現行の基本計画期間である平成25年度末までに実施することは困難と考えられるものの、次期基本計画期間以降には実施可能と見込まれるもの

エ「実施困難」：検討の結果、基本計画に掲げられた内容に沿った形での実施は困難なもの

オ「検討中」：実施の可否の判断を含め、平成24年度も引き続き検討が必要なもの

カ「継続実施」：「平成〇年度から実施する」のように、基本計画では実施時期に具体的な期限が設定されておらず、毎年度、継続的に措置・取組を講ずることが求められているもの

(注) 網掛けは、特に「統計職員等の人材の育成・確保」に関連のある項目

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第3 2 統計リソースの確保及び有効活用 (1) 統計リソースの確保及び配分の在り方並びに有効活用 ア 政府全体の調整機能の発揮	○ 各府省と協力し、新たな統計の作成、統計調査の実施等に際し、その計画策定等を支援する専門家集団を編成することについて、その可否を含めて検討する。	総務省	平成22年度から検討する。
イ 各府省の取組	○ 新たな統計の整備及び提供のニーズに的確に対応しつつ、質の高い統計を提供するため、統計の体系的整備の推進及び報告者の負担軽減に加え、統計リソースの確保及び有効活用の観点から、既存統計の見直し・効率化を行う。	各府省	平成21年度から実施する。
	○ 社会の情報基盤としてふさわしい統計を適時・適切に提供する観点から、基本計画の実施に必要な統計リソースを確保するよう措置する。	各府省	平成21年度から実施する。

平成 23 年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・検討中等の別	実施予定・検討中とした事項の今後の見通し等	備考
<p>○ 各府省における統計調査の実施に際しては、統計調査の承認審査手続の過程において、従前から、計画の見直し・改善に係る所要の具体的な指摘を行うこと等を通じ、各府省の調査計画策定等に対する支援を実施しているところ。今後も引き続き、このスキームを活用し、各府省の統計調査実施に対する支援等を実施していく。</p>	継続実施	—	<p>専門家集団の編成を行わなくとも、左記のスキームの活用により、同等の役割・効果を果たすよう継続的に実施</p>
<p>○ 国家公務員の勤務条件の維持に資する適正な調査となるよう、報告者の負担軽減の観点で踏まえつつ、必要最小限の調査項目を毎年決定している。【人事院】</p> <p>○ 平成 23 年社会生活基本調査の実施に際し、調査票Bの対象世帯(約 4,800 世帯)に対し、インターネットを用いた回答方式を導入。【総務省(統計局)】</p> <p>○ 報告者の負担軽減及び統計リソースの有効活用の観点から、オンライン調査の推進を図り、調査の効率化に努めた。</p> <p>平成 23 年医療施設静態調査において報告のオンライン化を実施した。【厚生労働省】</p> <p>○ 総人件費改革による大幅な人員削減に対応するため、行政ニーズ等を踏まえつつ、既存統計調査の見直し・効率化を推進しており、平成 23 年度においては農業経営統計調査(基幹統計調査)において調査対象の重点化などの見直しを行った。【農林水産省】</p> <p>○ 経済センサス活動調査の実施に当たって、本邦鉱業のすう勢調査を廃止、平成 21 年商業統計調査、平成 23 年工業統計調査、平成 23 年特定サービス産業実態調査を中止した。</p> <p>○ 経済産業省生産動態統計について、調査品目の見直しを行い、ニーズのある新規品目を追加し、必要性の乏しくなった品目を整理・簡素化した(1,671 品目→1,666 品目)。</p> <p>【以上経済産業省】</p> <p>○ 既存統計について、報告者負担軽減等の観点で見直し・効率化の検討を行っている。【国土交通省】</p> <p>[他府省では、平成 23 年度における特段の取組実績はない。]</p>	継続実施	—	
<p>○ 基本計画に基づく能動的な調整、基本計画推進機能の発揮を図るための経費を平成 24 年度予算に計上。また、基本計画推進のための各種専門会議や調査研究を行うための経費を平成 24 年度予算に計上。【総務省】</p> <p>○ 「統計データの有効活用の推進」に必要な経費等を平成 24 年度予算に計上。【文部科学省】</p> <p>○ 厚生労働統計の中長期的な観点から企画及び立案の支援を行うため、平成 23 年 4 月から新たに統計調査分析官を 2 名、平成 23 年 10 月から縦断調査の高度な分析のため、コーホート分析専門官 1 名(新規採用)及び 21 世紀出生児縦断調査の新たなコーホート追加に伴い係長 1 名を設置した。</p> <p>○ 平成 24 年度においては、国民生活基礎調査に関する分析のための国民生活基礎調査統計分析専門官(1 名)と 21 世紀成年者縦断調査の新たなコーホート追加に伴う係長(1 名)が平成 24 年 10 月から定員として認められた。【以上厚生労働省】</p> <p>○ 戸別所得補償制度の着実な実施のために必要な統計の整備に向け、平成 24 年度の所要の予算・人員を確保。【農林水産省】</p> <p>○ 商業動態統計調査の業態別調査拡充を企画・実施していくため、新たな定員を措置した。</p> <p>○ 基本計画に定められた具体的取組や政府検討会議の検討内容に対応した、経済産業省所管の統計基盤の整備に関する調査・検討のため、平成 24 年度予算を確保した。【以上経済産業省】</p> <p>[他府省では、平成 23 年度における特段の取組実績はない。]</p>	継続実施	—	

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
イ 各府省の取組	○ 業務の内容に応じて必要な人材の量(特に、実査、審査、集計部門において重要な要素)と質(特に、企画、分析・公表部門において重要な要素)のバランスにも配慮しつつ、研修や人事交流の充実等により、中核的職員の確保に努力する。	各府省	平成 21 年度から実施する。
	○ 国民経済計算について、3年間、研究者や中核的職員を集中的に投入し、情報源や指標の利用可能性の検討、推計方法の抜本的見直し、システム開発を行う。	内閣府	平成 21 年度から検討する。

平成 23 年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・検討中等の別	実施予定・検討中とした事項の今後の見通し等	備考
<p>○ 総務省や内閣府経済社会総合研究所で行われている研修の受講を通じて、統計関連業務に必要な知識・技術を職員に習得させるなど、必要な統計リソースの確保を行っている。【人事院】</p> <p>○ 内閣府経済社会総合研究所において、職員の統計関連業務に関する能力向上を目的とした研修を実施した。【内閣府】</p> <p>○ 職員を集め研修を行うなど、各統計業務を担当する職員の育成に努めている。</p> <p>○ 大学が主催する統計に関する研修に職員を派遣し、統計関連業務に必要な知識・技術の習得を図っている。【以上警察庁】</p> <p>○ 統計研修所においては、平成 23 年7月～8月に、国・地方公共団体等へ意見・要望調査及びヒアリングを実施し、その結果を平成 24 年度研修計画に以下のとおり反映させた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的な事例を含めた産業連関分析の要望に対応して、内容を再編して「産業連関の構造と分析」を「産業連関分析」に改称。 ・ 行政評価のみならず政策立案段階における統計の利活用を加えるため、「行政評価のための統計的手法」の内容を再編して「政策と統計」に改称。 <p>○ 総務省内の職員に対する取組は、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 22 年度に策定した研修実施方針に基づき、平成 24 年3月までの研修計画を策定した上で、研修を実施。 ・ 統計研修所等が行う各種統計研修の積極的な受講を働きかけており、引き続き働きかけを行っていく予定。 ・ 各省統計主管部局と、幅広く人事交流を行っている。【以上総務省】 <p>○ 省内において統計調査手法研修を実施した。【文部科学省】</p> <p>○ 人員数については業務毎に適正なマンパワーの確保、人材についてはスキルアップを前提に考え、1年から3年周期等の各調査周期に合わせた在任年数、また研修により、専門家育成を図っている。なお、今後も研修については引き続き充実を図る。【厚生労働省】</p> <p>○ 計画的に研修を実施しており、平成 23 年度の受講者数は151 人(前年度 163 人)。また、統計組織における人事交流に向けた行動計画(統計部における人事異動に向けた方針)を策定し、人事交流の拡大を推進。【農林水産省】</p> <p>○ 研修については、統計調査実務及び統計分析業務を内容とする職員向け研修を実施しており、平成 23 年度には計 19 講座を実施した。</p> <p>○ 人事交流については、専門的能力の向上に配慮しつつ、省内において可能な限り統計の利用部局と作成部局間の異動を行う等して、統計分野の専門的人材の計画的育成に努めている。また、省外においても、経済センサスや統計審査等の業務のために総務省に職員を派遣しているほか、職員の大学への講師派遣や、大学職員を非常勤職員として迎える等を通じ、人事交流の充実を図っている。【以上経済産業省】</p> <p>[他府省では、平成 23 年度における特段の取組実績はない。]</p>	継続実施	—	
<p>○ 国民経済計算関連について、基本計画の諸課題に対応するため、外部の研究者の協力を得るとともに、平成 24 年度の定員に関しては2名の増員を行ったところである。引き続き、研究者や中核的職員を集中的に投入し、推計方法の抜本的見直し、システム開発を行っていく。</p>	実施済	—	

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
ウ 各府省の取組への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各府省における予算及び定員面を中心とした取組状況に関する情報の共有・調整等を行うための場を設置する。 ○ 上記の情報の共有・調整等を踏まえ、毎年度の概算要求時に「各府省統計調査計画等審査意見」を提出する仕組みを活用するなどして、各府省が行う統計リソースの確保及び有効活用の実現が図られるよう財政当局に働きかける。 ○ 定員管理当局に対し、各府省が整備する統計の必要性等について情報提供を行う。 	総務省	平成22年度から実施する。
エ 府省横断的な統計ニーズへの対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ 効率的な統計整備を図る観点から、府省横断的な基幹統計調査の実施等に総務省の機能及び統計リソースを最大限に活用する。また、関係府省の協力により、必要に応じて共管・共同調査として実施することも検討する。 	各府省	平成21年度から実施する。
(2) 実査体制(都道府県の統計専門職員等)の機能維持、国と地方公共団体の連携	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公共団体を經由する必要がある調査(原則として、調査員調査が必要な調査)の範囲を精査し、必要な見直しを実施する。 	各府省	平成21年度から実施する。

平成 23 年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・検討中等の別	実施予定・検討中とした事項の今後の見通し等	備考
<p>○ 各府省における統計リソース(予算及び定員)の確保に向けた取組の参考とするため、前年度に引き続き、歳出予算概算要求書の提出前(平成 23 年6月)に、統計リソースWGの場を活用して、平成 24 年度概算要求・定員要求に向けた各府省の検討状況について情報共有・意見交換を実施。また、各府省のニーズも踏まえ、歳出予算概算要求書の提出後(平成 23 年 11 月)に開催した統計リソースWGにおいて、要求実績に係る情報共有等を実施。</p> <p>○ 各府省が次年度に実施予定の統計調査計画等に係る事前審査のスキームを活用し、平成 23 年度についても、その審査結果を財政当局に通知することにより、各府省の適正な統計リソースの確保等が図られるよう働きかけを実施しているところ。</p> <p>○ また、各府省が次年度に実施予定の統計事業の事業計画等を取りまとめた「各府省統計事業計画一覧」を、平成 23 年度についても、定員管理当局に提供し、情報提供・周知を図っているところ。</p>	継続実施	—	
<p>○ 総務省・経済産業省の共管調査として、各府省の協力の下、平成 24 年2月に第1回「経済センサス-活動調査」を実施。 【総務省(統計局)及び経済産業省】</p> <p>○ また、総務省が一般統計調査として実施してきた通信・放送産業基本調査及び放送番組制作業実態調査について、経済産業省企業活動基本調査と連携し、平成 22 年度から情報通信業分野における企業活動を捉える「情報通信業基本調査」(総務省・経済産業省共管の一般統計調査)として開始。 平成 23 年7月に第2回「情報通信業基本調査」を実施し、平成 23 年 12 月 20 日に速報、平成 24 年3月 23 日に確報を公表した。 【総務省(情報通信国際戦略局)及び経済産業省】</p> <p>[他府省では、平成 23 年度における該当実績はない。]</p>	継続実施	—	
<p>○ 平成 24 年経済センサス-活動調査について、事業所の調査票提出の利便性の向上を図るため、調査員調査は単独事業所と新設事業所のみ限定した。 市・都道府県・国の直轄調査に係る事務のうち、調査関係書類の作成と発送、調査票の回収・整理、審査等を民間事業者へ業務委託することにより、事務の増加を抑制した。 また、コールセンターの設置によって実査期間中の事業所からの照会対応事務の負担軽減を図った。</p> <p>○ 平成 23 年社会生活基本調査について、コールセンターの設置によって実査期間中の世帯からの照会対応事務の負担軽減を図った。【以上総務省(統計局)】</p> <p>○ 統計調査の予算概算要求、また、総務省への統計調査の承認申請の際に、事前に省内において、地方公共団体を經由する必要がある範囲等について確認・検討を行っている。【厚生労働省】</p> <p>○ 経済センサス-活動調査について、都道府県の事務負担軽減のため、国直轄による本社一括での調査を実施する方式を導入した。【経済産業省】</p> <p>[他府省では、平成 23 年度における特段の取組実績はない。]</p>	継続実施	—	

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
(2) 実査体制(都道府県の統計専門職員等)の機能維持、国と地方公共団体の連携	○ 新たな統計整備ニーズを含め、基本計画を踏まえ、地方公共団体の統計部局における業務量を極力平準化するよう調整に努める。	総務省	平成 21 年度から実施する。
	○ 地方公共団体を経由する調査について、報告者負担にも留意しつつ、地方公共団体のニーズも踏まえ、地方別表章の充実を計画的に推進するとともに、客体数や調査事項を上乗せした調査を地方公共団体が実施できるよう支援する。	各府省	平成 21 年度から実施する。
	○ 都道府県の統計主管課の機能をより充実させる観点から、都道府県の実情や意見も踏まえつつ、統計調査事務地方公共団体委託費の基準単価、交付対象範囲等の運用の見直しについて検討する。	総務省	平成 22 年度までに結論を得る。
	○ 各府省と協力して、地方公共団体の政策部門や人事・財政部門等に対し、統計調査の具体的な利活用方策、統計の有用性等を周知することにより、地方公共団体の統計部局が必要な人材を確保できるよう支援する。	総務省	平成 21 年度から実施する。
	○ 各府省及び地方公共団体と協同し、統計調査員(統計指導調査員を含む。)の職務を精査して、現状の統計調査環境に対応した統計調査員の役割を定めるとともに、それに応じた処遇改善等を早急に検討し、実施するよう努める。	総務省	平成 21 年度から検討する。

平成 23 年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・検討中等の別	実施予定・検討中とした事項の今後の見通し等	備考
<p>○ 統計リソースWGにおいて、関係府省間で連携・協力を図りつつ、平成 21 年度に、地方公共団体の事務負担の軽減に資する観点から、①都道府県統計主管課を対象に各府省が主催する各種会議の統合等による合理化・効率化、②地方公共団体における統計調査員の栄典事務の合理化・効率化等、具体的な対応方策を取りまとめるとともに、その着実な推進を図るため、22 年度以降、同WGにおいてフォローアップを実施しているところ。</p> <p>また、上記取組の一環として、地方公共団体における統計調査業務の計画的かつ効率的な遂行に資するため、次年度に各省が地方統計機構経由で実施を予定している各統計調査に係る年間業務スケジュールを、地方公共団体に情報提供することとされたところ。これを踏まえ、関係省の協力の下、平成 23 年度についても、24 年度に各省で実施予定の各統計調査に係る業務スケジュールを取りまとめ、24 年 3 月末に地方公共団体に対して情報提供を実施。</p>	継続実施	—	
<p>○ 福井県及び石川県で、労働力調査において独自に調査客体を上乘せした調査を行った際に、技術的支援を実施。【総務省(統計局)】</p> <p>○ 平成 22 年度学校基本調査(初等中等教育機関)の結果について、市町村別集計を公表した。(平成 23 年 9 月)【文部科学省】</p> <p>○ 統計調査の予算概算要求、また、総務省への統計調査の承認申請の際に、事前に省内において、地方別表章の充実等について確認・検討を行っている。【厚生労働省】</p> <p>[他府省では、平成 23 年度における特段の取組実績はない。]</p>	継続実施	—	
<p>○ 統計調査事務地方公共団体委託費により整備維持される都道府県統計専任職員の定数は、国の定員削減計画に準じて毎年削減を行っている。しかしながら、平成 23 年度に大幅な前倒しの削減があったことから、24 年度は前年度と同数の定員を確保した。同専任職員の基準単価の見直しについては、平成 24 年度予算の概算要求組替え基準で 23 年度当初予算額を上限とするとの方向性が示されたことから、基準単価の見直しができなかった状況である。</p> <p>平成 24 年度以降も「国家公務員の給与の臨時特例に関する法律」による給与減額措置が採られることや財政建て直しが急務となっているなど厳しい状況であるが、定数を維持しつつ基準単価を引き上げること等については引き続き努力していく所存。</p>	継続実施	—	
<p>○ また、統計専任職員の対象範囲等の見直しについては、都道府県の実情や意見も踏まえつつ、再任用短時間勤務職員を対象範囲に含めた業務スキーム及び定数管理について検討。</p>	検討中	平成 25 年度末までに結論を得る予定	
<p>○ 地方公共団体の統計部局の人材確保支援に資する観点から、幹部職員の都道府県訪問時に、人事・財政部門等の幹部職員に対し、統計行政を巡る状況の説明に努めた。</p> <p>なお、平成 23 年度始めに開催したブロック別統計主管課長会議(政策統括官室実施)において、都道府県統計主管課の庁内政策部門等に対する統計調査結果やそれらを分析した情報の提供など統計に対する理解増進に向けた取組状況の把握とともに、意見交換を実施。</p>	継続実施	—	
<p>○ 統計調査員の処遇改善等については、これまで統計リソースWGにおいて、関係府省間で連携・協力を図りつつ、平成 21 年度及び 22 年度には統計調査員の安全対策の推進や国が独自に確保・育成している統計調査員の効率的な活用等について、また、23 年度には統計調査員の確保・育成方策について検討を行い、既存ガイドラインを全面的に見直した「統計調査員の量・質の確保・向上に関する手引き」を策定するなど、具体的な対応方策を取りまとめたところ。今後は、関係省等による取組の着実な推進を図るため、同WGにおいてフォローアップを実施するとともに、統計調査員の処遇改善等について、更なる具体的な検討事項等があれば、必要に応じ、検討を進める予定。</p>	継続実施	—	なお、統計調査員の報酬については、昨今の厳しい財政事情等の中、関係府省との連携・協力の下、統計調査員単価(日額単価)について同額を維持するよう努めているところ。

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
(2) 実査体制(都道府県の統計専門職員等)の機能維持、国と地方公共団体の連携	○ 統計調査員の役割や社会的重要性について、地方公共団体とも連携し、継続的に報告者等に対する周知を推進する。	総務省、関係府省	平成 21 年度から実施する。
	○ 統計調査員の効率的な活用を図るため、地方支分部局等を通じて育成・確保している統計調査員の情報を地方公共団体にも提供する仕組みを構築する。	各府省	平成 21 年度から実施する。
(3) 統計職員等の人材の育成・確保 ア 中核的職員の計画的な育成・確保の推進	<p>○ 統計を主管する局又は部を有する府省は、各府省の実情に応じて、10 年以上の公務員歴を有する統計主管部局所属職員全体に占める中核的職員の割合や、所属職員の研修受講目標等に係る努力目標を設定するなどして、人材の計画的育成に努める。それ以外の府省においても、統計主管部署において、同様の取組に努める。</p> <p>なお、中核的職員については、可能な限り府省内において、統計の利用部局と作成部局間を異動させるなどの人材育成方針等を定め、その実行に努める。</p> <p>○ 府省間、国・地方間、官・学間の相互の信頼関係を醸成し、良質の人材を育成するという共通認識の下に、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律(平成 12 年法律第 125 号)に基づく任期付職員採用制度の有効活用にも留意しつつ、府省間、国・地方間、官・学間等の人事交流を推進する。</p>	各府省	平成 21 年度から実施する。

平成 23 年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・検討中等の別	実施予定・検討中とした事項の今後の見通し等	備考
<p>○ 次の媒体を通じ、統計調査員について掲載・紹介</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査依頼時に配布する依頼状・リーフレット等 ・ 経常調査用広報のポスター等(※) <p>※ 版下を地方公共団体に提供</p> <p>○ 上記の他、統計局等ホームページにて統計調査員について記載。【以上総務省(統計局)】</p> <p>[他府省では、平成 23 年度における特段の取組実績はない。]</p>	継続実施	—	
<p>○ 当省において確保している登録調査員について、登録の際に、他府省、都道府県及び市町村が実施する統計調査への協力意向を確認し、必要に応じ情報提供しているところ。【農林水産省】</p>	実施済	—	
<p>○ 10 年以上の公務員歴を有する中核的職員を統計部門に多く配置しており、これらの職員については、統計の利用部局と作成部局間の異動を行っている。【人事院】</p> <p>○ 国民経済計算関連について、基本計画の諸課題に対応するため、外部の研究者の協力を得た。【内閣府】</p> <p>○ 平成 22 年度に策定した研修実施方針に基づき、平成 24 年 3 月までの研修計画を策定した上で、研修を実施。</p> <p>○ 他部局の若手職員に対し、統計業務について積極的にPRし、優秀な人材の確保に努めるとともに、人事異動においては、幅広い見識を備えた中核的職員を育成するため、統計関係部局と統計利用部局との人事交流を積極的に推進。</p> <p>○ 各省統計主管部局と、幅広く人事交流を行っている。【以上総務省】</p> <p>○ 省内において統計調査手法研修を計画的に実施し、統計調査担当職員等が参加した。【文部科学省】</p> <p>○ 統計主管部局の職員を対象に、統計調査業務に必要な基礎的・専門的知識の習得及び統計情報処理能力の向上を図ることを目的とした研修を引き続き計画的に実施している。</p> <p>また、可能な限り統計利用部局への人事異動を行っている。【厚生労働省】</p> <p>○ 統計組織における人材の育成に関する方針を策定し、人材の計画的育成を推進。【農林水産省】</p> <p>○ 中核職員の計画的な育成・確保のために研修・人事交流の充実を図っている。具体的な内容は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研修については、統計調査実務及び統計分析業務を内容とする職員向け研修を平成 23 年度に計 19 講座を実施し、質的向上及び職員の確保に努めているところ。 ・ 人事交流については、専門的能力の向上に配慮しつつ、省内において可能な限り統計の利用部局と作成部局間の異動を行う等して、統計分野の専門的人材の計画的育成に努めている。また、省外においても経済センサスや統計審査等の業務のために総務省に職員を派遣しているほか、職員の大学への講師派遣や、大学職員を非常勤職員として迎える等を通じ、人事交流の充実を図っている。 <p>【経済産業省】</p> <p>[他府省では、平成 23 年度における特段の取組実績はない。]</p>	継続実施	—	

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
ア 中核的職員の計画的な育成・確保の推進	○ 今後導入される予定の人事評価制度において、統計部局に所属する統計関連職員の専門性を高める観点から、当該職員が目標として統計の専門性の向上に関連する事項を設定するよう努める。	各府省	平成 22 年度から実施する。
	○ 各府省及び地方公共団体のニーズを踏まえつつ、一次統計作成上の実務能力の向上を図るための研修や二次的利用における実務能力向上に直結する研修等を充実する。	総務省	平成 22 年度から実施する。
	○ 各府省の取組を推進・支援する観点から、その取組状況を把握し、府省間での情報共有を図る。	総務省	平成 22 年度から実施する。

平成 23 年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・検討中等の別	実施予定・検討中とした事項の今後の見通し等	備考
<p>○ 統計関連職員については、統計調査業務の実実施計画及び当該職員の職務に応じて、迅速かつ正確なデータ作成・分析、専門研修の受講による統計専門能力の向上等を人事評価における業績目標として設定するよう努めている。【人事院】</p> <p>○ 統計関連職員の専門性向上については、統計業務における専門知識・技術の習得・情報収集等の状況や業務目標に基づき評価を実施した。また、内閣府人材育成・活用方針(平成 23 年 12 月 26 日内閣府事務次官決定)において、人材育成を管理職の人事評価上の目標管理項目の必須事項とするとともに、統計の専門家を目指す若手職員の育成に向けた体系的な取組を行うこととした。【内閣府】</p> <p>○ 統計関連職員にあつては、従前から、迅速かつ正確な統計作成や、作成した統計の適切な分析等を業績目標として掲げており、今後も引き続き目標として設定するよう努めていく。【警察庁】</p> <p>○ 職員に対し、統計担当職員としての専門性を向上させるために必要であると考えている自己啓発テーマ等について、人事評価における実績評価の目標として積極的に掲げるよう働きかけたところ。</p> <p>○ 人事評価において、「統計の専門性の向上に関連する事項」を可能な限り目標に設定し、評価を実施。【以上総務省】</p> <p>○ 統計部局に所属する主な統計関連職員については、統計の専門性の向上に関連する事項を、評価目標として設定するよう努めて参りたい。【財務省】</p> <p>○ 統計部局に所属する主な統計関連職員については、人事評価の目標に関連項目を設定。【文部科学省】</p> <p>○ 業績評価の目標として、統計の専門性の向上に関連する事項を設定することに努めている。【厚生労働省】</p> <p>○ 統計研修計画の設計や人事を担当する部署の業績評価の目標として、統計職員の専門性の向上を図る事項を設定している。【農林水産省】</p> <p>○ 人事評価において、引き続き、目標設定に当たって、各部局目標に加え、各課室目標・個人目標を設定することとしている。統計部局としては、統計調査の着実な実施、新たな統計整備への取り組み等に関する事項を目標として設定しているところ。</p> <p>○ 省内の優秀職員表彰制度(著しい成果をあげた職員を推薦し大臣から表彰する制度)を活用し、職員の活躍の推奨、士気の向上に努めている。【以上経済産業省】</p> <p>○ 統計主管部局である情報政策本部の統計関連職員が、人事評価制度の目標設定時において、課題を踏まえた目標設定をするなど、統計の専門性の向上に努めている。【国土交通省】</p> <p>○ 統計に関係する部局等に対して、本件基本計画の記述について周知を行う。【環境省】</p> <p>[他府省では、平成 23 年度における特段の取組実績はない。]</p>	継続実施	—	
<p>○ 統計研修所は、各府省や地方公共団体に対して研修内容に関するアンケートを実施し、ニーズに応じた研修内容を検討して研修の充実に努めている。</p> <p>一次統計作成上の実務能力向上に資するため、調査設計に重点を置いた研修課程を実施するとともに、二次的利用における実務能力向上に資するため、「統計解析ソフトRで学ぶマイクロデータ利用入門」を平成 22 年度に新設し、23 年度においても継続して実施した。</p>	継続実施	—	
<p>○ 各府省における統計職員等の人材の確保・育成の取組を推進・支援する観点から、統計リソースWGの場を活用し、上記第3-2-(1)「ウ 各府省の取組への支援」の各府省における予算・定員面の取組状況に関する情報共有・意見交換の実施と併せ、各府省における統計職員等の人材の確保・育成に係る取組状況についても情報共有等を行っているところ。</p>	継続実施	—	

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
イ 国際社会において貢献できる人材の育成・確保の推進	○ 国際統計分野で活躍できる職員の養成のため、海外の政府統計機関への派遣等を通じた国際対応能力の向上方策を推進する。	各府省	平成21年度から実施する。
	○ 統計基準の設定・改定等の国際的な課題について、各府省による情報共有、対応策の研究・検討を行う場を設け、戦略的な国際対応力の向上を支援する。	総務省	平成21年度から実施する。

平成 23 年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・検討中等の別	実施予定・検討中とした事項の今後の見通し等	備考
<p>○ 内閣府経済社会総合研究所において、職員の英語能力の向上を目的とした研修を実施した。【内閣府】</p> <p>○ 国際機関や開発途上国等からの協力要請に基づいて、専門家派遣や本邦研修受入れ等を行っており、今後も引き続き対応。</p> <p>○ カンボジア政府の統計能力を向上させるため、カンボジア統計局に対し支援を実施。</p> <p>○ 国際統計研修への積極的な派遣について検討。英会話、英文ライティング研修を実施し、それぞれ、職員6名、8名が受講。</p> <p>○ 国際会議に 23 度、職員のべ 39 名が出席。</p> <p>○ 外国の統計局等の関係機関に職員のべ5名が訪問し、情報収集等を実施。</p> <p>○ SIAPの研修プログラムに、職員9名が参加。【以上総務省】</p> <p>○ OECD等の国際統計関係会議に5回、職員のべ6名が出席。【文部科学省】</p> <p>○ スキルアップを前提に考え、積極的な国際担当係への配置、業務内容に合わせた在任年数、また、研修の活用により、人材育成を図っている。【厚生労働省】</p> <p>○ 職員の経験等に応じ、業務を通じた能力の向上方策を実施した。</p> <p>① ASEAN+3農業統計担当局長会議を企画し、平成 24 年3月に東京で開催した。</p> <p>② のべ 10 名の職員が海外で行われた国際会議の出張、海外調査実施に取り組んだ。</p> <p>③ JICA 及び国連アジア太平洋統計研修所(SIAP)等の農林水産統計に係る本邦研修に講師として職員 10 名を派遣した。</p> <p>【農林水産省】</p> <p>○ 国際統計分野で活躍できる職員の人材育成については、JICA及び国連アジア太平洋統計研修所(SIAP)等の産業統計に係る本邦研修への講師として若手職員を派遣した。</p> <p>○ JICA 事業で実施している日中国際IOプロジェクトや、ベトナム統計局に対するIIP基準改定支援、欧州や韓国の統計機関との意見交換、国連統計委員会に若手職員を参加させる等により、統計の知見や英語力の更なる向上を図り、国際的なバランス感覚と統計の専門性を合わせ持つ人材の育成・確保に努めているところ。【以上経済産業省】</p> <p>[他府省では、平成 23 年度における特段の取組実績はない。]</p>	継続実施	—	
<p>○ 「国際統計に関する関係府省等連絡会議」(平成 21 年6月24 日各府省統計主管部局長等会議申合せ)を設置し、国際的な課題について情報共有、対応等の研究・検討を行っているほか、主要な国際会合における審議に対し参加国として協力を行っている。</p>	継続実施	—	

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
ウ 人材の育成・確保に向けた研究の実施	○ 専門性の高い人材の育成・確保に資するため、統計職員の有すべき専門能力の目標設定、目標とされる能力の獲得支援のための方策などについて、諸外国の事例等を参考にしつつ研究を実施する。	総務省、各府省	平成22年度から実施する。
5 その他 (2) 研究開発の推進(情報通信技術の利活用等)と学会等との連携強化	○ 経済産業省、日本銀行、大学、統計関連学会等の協力も得て、加工統計の処理のための共同研究体を形成し、国民経済計算等の加工統計の作成方法など、高度な情報通信技術の利活用による様々な加工統計作成や統計の高度利活用のための研究開発を推進する。 ○ 統計に係る研究開発について、総合科学技術会議、統計関連学会等に対し協力を要請する。	内閣府 内閣府(統計委員会)	平成21年度から実施する。 平成21年度に実施する。

平成 23 年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・検討中等の別	実施予定・検討中とした事項の今後の見通し等	備考
<p>○ 各府省における統計職員等の人材の確保・育成の取組の参考に資する観点から、必要に応じ、統計リソースWGの場を通じ、各府省において参考としたい諸外国の具体的な対応事例の有無等について把握した上、可能な範囲で諸外国の事例収集を行い、各府省と情報共有を図ることとしているところ。</p> <p>平成 23 年度については、統計リソースWG の場において、経済産業省が把握した「欧州諸国における統計人材育成」について情報提供して貰い、各府省と情報共有を図ったが、諸外国の事例収集に関する各府省からの具体的なニーズは把握できなかったことから、具体的な研究の実施には至っていない。【総務省(政策統括官室)】</p> <p>○ 統計研修所は、統計に関する専門の研修機関として、統計の作成、分析、利用等に必要な理論や手法についての研修を実施しており、平成 23 年度には、統計局及び統計センター職員に対して、標準理論等の専門的知識の向上を目的に「統計専門研修」を統計局と共同で実施した。【総務省(統計研修所)】</p> <p>○ 総務省(政策統括官室)が開催している「統計リソースの確保及び有効活用に関するワーキンググループ」等各種会議等での検討内容や、他府省等の検討・研究の実施状況や実情等についても情報交換を適宜行い参考とするなどして継続的に検討することとしたい。【財務省】</p> <p>○ 「統計リソースの確保及び有効活用に関するワーキンググループ」において経済産業省から情報提供された「欧州主要国の産業統計事情に関する調査研究」の内容を検討し、研修等に反映させた。【厚生労働省】</p> <p>○ 諸外国の農林水産統計組織、調査の実施体制等について職員を出張させ把握し、研修等も含め情報共有を図った。【農林水産省】</p> <p>○ 国際協力案件や国際会議、海外調査団の出席者による報告会を通じて、関係職員に対して情報共有を行うなど統計職員の能力の向上を図った。【経済産業省】</p> <p>○ 関係部局が収集した統計に関する諸外国の事例等について、必要に応じて、省内の関係職員において情報を共有し、統計職員の能力向上を図っている。【環境省】</p> <p>[他府省では、平成 23 年度における特段の取組実績はない。]</p>	継続実施	—	
<p>○ 内閣府経済社会総合研究所や東京工業大学などによるワークショップ「『統計加工・集計の新たな手法と設計について』SNA統計の事例を中心に」の開催(平成 22 年4月開催)等、これまでに得られた知見等を元に、引き続き推計業務の効率向上に向けた研究開発等を進めている。</p>	継続実施	—	
<p>○ 平成 21 年度に統計の品質評価に係る研究開発について、統計委員会から日本品質管理学会に協力要請を行ったところ、平成 22 年度に当該学会において「統計・データの質マネジメント研究会」が設置され、研究が進められている。</p>	継続実施	—	

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
(2) 研究開発の推進(情報通信技術の利活用等)と学会等との連携強化	○ 公的統計の作成方法に関する調査、研究及び開発の実施に当たって、学会等の有識者の知見をより幅広く活用する観点から、総合科学技術会議や関係学会等とも連携し、公募型や競争型による研究等を推進するとともに、これらの研究結果をインターネット上で公開するなどして、情報共有を図る。また、関係学会等から公的統計の整備や提供に資する研究に協力を求められた場合、関係資料の提供を含め可能な限り対応する。	各府省	平成22年度から実施する。
	○ 統計利用者との意見交換の場を活用し(3(1)参照)、上記各府省と学会等との連携強化を支援するとともに、公的統計の整備・提供等に当たって有用と考えられる研究課題を、関係学会等を通じて周知するなどして、学会等の有識者による研究の推進を促す。	内閣府(統計委員会)	平成21年度から実施する。

平成 23 年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・検討中等の別	実施予定・検討中とした事項の今後の見通し等	備考
<p>○ 統計の作成方法に関する調査・研究等に当たり、有識者と連携を図っている。【内閣府】</p> <p>○ 統計研修所において、外部有識者(大学教授等)と統計の高度利用に関する共同研究を実施しており、平成 23 年度は、家計や働き方と住まいの関係分析等、5件の共同研究を実施。 研究成果は、リサーチペーパーとして取りまとめ、ホームページにて逐次公表。【総務省(統計局)】</p> <p>○ 犯罪被害実態(暗数)調査の実施に当たり、学識経験者及び実務経験者と連携を図っている。【法務省】</p> <p>○ 学識経験者で構成される「法人企業統計研究会」を開催した。主な検討事項は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東日本大震災の対応 ・ 季節調整方法の変更 <p>○ 学識経験者で構成される「法人企業景気予測調査ワーキンググループ」を開催した。主な検討事項は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設問の見直し【以上財務省】 <p>○ 平成 22 年度より、外部有識者で構成される「厚生労働統計の整備に関する検討会」を開催し、知見を得ている。 また、社団法人日本品質管理学会が主催する統計の品質評価に関する研究会に参加している。【厚生労働省】</p> <p>○ 基幹統計の調査設計の段階や基幹統計の取りまとめに当たって、研究会等で学識者の意見を聞くようにしている。【農林水産省】</p> <p>○ 「経済センサス-活動調査後の工業統計、商業統計、特定サービス産業実態調査の在り方に関する調査研究」等を実施し、学会等の有識者の知見を活用している。引き続き公的統計の作成方法に関する調査、研究・開発のための対応を行っていく。</p> <p>○ 環太平洋産業連関分析学会からの要請を受け、産業連関表関連の講演を行うと共に、パネルディスカッションに参画した(3名1回)。【以上経済産業省】</p> <p>[他府省では、平成 23 年度における特段の取組実績はない。]</p>	継続実施	—	
<p>○ 平成 21 年度に統計の品質評価に係る研究開発について、統計委員会から日本品質管理学会に協力要請を行ったところ、平成 22 年度に当該学会において「統計・データの質マネジメント研究会」が設置され、研究が進められている。 研究会の取組については、平成 23 年 4 月 22 日開催の第 44 回統計委員会において報告が行われた。</p>	継続実施	—	

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
(2) 研究開発の推進(情報通信技術の利活用等)と学会等との連携強化	○ 統計の中核を担う人材の育成を図る観点から、大学及び大学院の講義等を活用するとともに、大学等との間で研修講師の相互派遣等を通じて連携を強化する。	各府省	平成22年度から実施する。

平成 23 年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・検討中等の別	実施予定・検討中とした事項の今後の見通し等	備考
<p>○ 職員の統計関連業務に必要な知識・技術の習得については、総務省や内閣府経済社会総合研究所で行われている研修の受講などにより対応している。【人事院】</p> <p>○ 内閣府経済社会総合研究所において実施している統計関係研修に延べ5名の大学教授を招へいた。【内閣府】</p> <p>○ 大学が主催する統計に関する研修に職員を派遣し、統計関連業務に必要な知識・技術の習得を図っている。【警察庁】</p> <p>○ 職員を大学に派遣・出向し、「統計調査論」の講義等を実施。</p> <p>○ 平成 23 年度に実施した研修において大学等から講師を招へいし、講義を実施(28 コース、外部講師のべ 98 名)。</p> <p>○ フィンランド統計局からの来訪者によるビジネスレジスターに関する講演会を開催。【以上総務省(統計局)】</p> <p>○ 従前、大学への講師派遣実績はあったが、現在は教授や担当した職員の退職に伴い実績は無い。今後、大学等からの要請があった場合は、講師の派遣を含み、連携を検討することとした。【財務省】</p> <p>○ 大学の研究者等を統計調査主管課の統計調査協力者として委嘱し、助言等を受けている。【文部科学省】</p> <p>○ 平成 23 年度においても、省内における統計基礎研修の実施、統計解析(民間主催のSPSS、SAS)研修、内閣府経済社会総合研究所主催の研修、慶應義塾大学パネル調査共同研究拠点・産業研究所主催のシンポジウム及び解析セミナー等に参加させ、統計職員の人材育成を行った。【厚生労働省】</p> <p>○ 統計の中核を担う人材育成の観点から、現在、農林水産省の研修において、大学の教授等を講師として招き、講義いただいている。【農林水産省】</p> <p>○ 経済産業省が行う研修において、大学教授等に講師として協力いただくとともに、大学からの講師派遣の依頼に応じて当省職員を派遣している。また、大学職員を非常勤職員として省内統計部局に迎えており、今後も相互の派遣を通じて連携を強化していく。【経済産業省】</p> <p>[他府省では、平成 23 年度における特段の取組実績はない。]</p>	継続実施	—	

資料37 統計委員会における審議結果への対応状況(統計職員等の人材の育成・確保)各府省一覧表

府省名	統計部局における大学等との人事交流の要請(相手先派遣者数、受入者数等)	統計部局の主催する統計関係の研究会等(統計委員会等を含む。)への外部有識者の活用実績	統計部局職員による学会の大会等への参加実績、論文の発表実績	統計部局職員による留学制度や自己啓発等休業制度の活用による大学及び大学院の履修等の活用実績	統計部局における統計関係研修・セミナー等の実施状況	総務省統計研修所の研修受講実績	その他、統計部局職員としての人材育成に関する取組がある場合、その取組実績を記載して下さい
人事院	無	無	無	無	無	無	副査・情報等の管理担当者研修受講
内閣府	無	無	無	無	【国内研修】 計量経済分析入門(入門コース)、計量経済分析(基本コース)、経済分析等に役立つExcel技能①、Eviews入門研修、国民経済計算(93SNA)入門、Stata入門研修①、SASシステム研修、EViews入門研修(オンライン)、国際会議のための英語スキル向上研修、Eviews研修(中級)、経済分析等に役立つExcel技能研修②、Stata入門研修②、計量経済分析(計量経済モデル)、国民経済計算(SNA)、SNA統計研修(注:②外国人研修の3と同研修)、職業動向研修、季節調整法研修、マクロ経済と経済政策に関する「入門セミナー」 【外国人研修】 経済政策セミナー-CJCA招聘等、SNA統計研修(研修所直轄招聘) 延べ受講者数:455人 上記研修への大学等外部講師の活用延べ人数:6人	無	内閣府人材育成・活用方針(平成23年12月26日)内閣府事務次官決定)において、人材育成を管理職の人事評価上の目標・管理項目の必須事項とするともに、統計の専門家を目指す若手職員の育成に向けた体系的な取組を行うとした。
審察庁	無	無	無	無	無	無	国立大学法人総合研究大学院大学主権研修で ある「統計と社会」へ職員を研修派遣。
総務省	派遣:大学・准教授1名、 財団法人・研究員1名 受入:大学・客員教授10名	①対象となる研究会等の数:8 ②参加している外部有識者数(延べ人数):40人(うち統計委員会委員又は専門委員7人) ③上記②のうち平成23年度新規参加者の数:2人	学会名(参加者数):日本人人口学会(13名、2名)、 地理情報システム学会(2名)、日本統計学会研究集会(2名)、 日本経済学会秋季大会(1名)、近畿算数・数学教育研究集会(2名)、第8回統計の方法論ワークショップ(3名)、 日本統計学会春季集会(1名)、人口学会地域部会(1名)	無	本科、専科(調査設計、人口推計、経済予測、PCを用いた統計入門(年4回)、PCを用いた統計分析(年2回)、国民・県民経済計算(年2回)、産業連関表の構造と分析)、特別講座(中央研修(6課程)、通信研修、地方研修) 延べ受講者数:988人 上記研修への大学等外部講師の活用延べ人数:90人	本科、専科(調査設計、人口推計、経済予測、PCを用いた統計入門、PCを用いた統計分析、中央研修等)受講者数53名(統計局49、統計研修所4)	
財務省	無	無	無	無	無	無	無
厚生労働省	無	無	無	無	無	無	無
農林水産省	無	①対象となる研究会等の数:1 ②参加している外部有識者数(延べ人数):20人 ③上記②のうち平成23年度新規参加者の数:0人	学会名(参加者数):日本人人口学会(1人)、経済統計学会関東支部定例研究集会(2人)、2011年度統計関連学会連合大会(6人)、経済統計学会全国大会(3人)、東京大学ワークショップ(7人)、神戸大学ワークショップ(1人)、統計数理研究所研究集会(3人)、 経済学会(専攻修集(1人)、日本人口学会(1名)、経済統計学会全国大会(1名)、2011年度統計関連学会連合大会(1名)、 経済統計学会全国大会(1名)、 東京大学ワークショップ(1名)、神戸大学ワークショップ(1名)、統計数理研究所研究集会(2名)、一橋大学訪問会(1名)	無	農林水産統計専門職員研修(統計調査業務コース(平成23年11月7日～11月11日)、農林水産統計専門職員研修(統計調査業務コース(応用)第1班(平成23年12月12日～12月16日)、第2班(平成24年1月16日～1月20日)、農林水産統計専門職員研修(管理業務コース)(平成24年2月20日～2月22日)) 延べ受講者数:151人 上記研修への大学等外部講師の活用延べ人数:8人	本科(1人)、専科(産業連関表の構造と分析)(1人)	
経済産業省	受入:大学・非常勤講師・2人	①対象となる研究会等の数:11 ②参加している外部有識者数(延べ人数):77人(うち統計委員会委員又は専門委員10人) ③上記②のうち平成23年度新規参加者の数:57人	学会名(参加者数):環太平洋産業連関分析学会(3人)、 数学会名(論文数):環太平洋産業連関分析学会(3名)	無	秘書課業務研修(パソコンによる産業連関分析研修、マクロ経済学基礎、統計基礎、マクロ経済学基礎、経済分析基礎、経済分析応用等)調査統計グループ向け研修(業務マニュアル作成研修、非常勤職員向け研修、新人、転入者向け研修等) ・延べ受講者数:351人 ・上記研修への大学等外部講師の活用延べ人数:22人	本科(1人)、専科(産業連関表の構造と分析)(1人)	○国連アジア太平洋統計研修所実施の研修に講師として参加(2人) ○財務省主催の経済調査・事務研修(産業連関分析)に講師として参加(3人) ○宮城県主催の平成23年度北海道・東北プロダクション産業連関表初任者研修会に講師として参加(2人) ○アジアに対する国際統計協力や、欧米への海外調査を通して、職員の国際対応力の向上を図った(7カ国、延べ人数:36人)。
日本銀行	派遣:IMF・1人、OECD・1人、経済産業省・1人、内閣府・2人 受入:経済産業省・1人	無	・学会名(参加者数):国際統計協会(ISI)(4人)、統計関連学会連合大会(3人)、経済統計学会(2人)、品質管理学会(1人)、日本統計学会(2人)、国連物価指数WG(1人)、 ・数学会名(論文数):国際統計協会(ISI)(2名)、統計関連学会連合大会(2名)、経済統計学会(2名)、品質管理学会(1名)、日本統計学会(1名)、国連物価指数WG(1名)	無	内閣府向けセミナー、コース ・延べ受講者数:50人	経済統計入門(1人)、統計調査基礎課程<基礎>(9人)統計調査基礎課程<応用>(2人)	